

平成27年度

科学研究費助成事業

科研費

公募要領

国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）

平成27年7月23日

文部科学省

はじめに

本公募要領は、平成27年度科学研究費助成事業－科研費－「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）」の公募内容や応募に必要な手続等を記載したものであり、

- I 科学研究費助成事業－科研費－の概要等
- II 公募の内容
- III 応募される方へ
- IV 研究機関の方へ

により構成されています。

このうち、「II 公募の内容」においては、公募する研究種目に関する対象、応募総額、及び研究期間等や応募から交付までのスケジュール等が記載されています。

また、「III 応募される方へ」及び「IV 研究機関の方へ」においては、それぞれ対象となる方に関する「応募に当たっての条件」や「必要な手続」等について記載されています。

関係する方におかれましては、該当する箇所について十分ご確認願います。

科学研究費助成事業は、研究者個人の独創的・先駆的な研究に対する助成を行うことを目的とした競争的資金制度ですので、研究計画調書の内容は応募する研究者独自のものでなければなりません。

研究計画調書の作成に当たっては、他人の研究内容の剽窃、盗用は行ってはならないことであり、応募する研究者におかれては、研究者倫理を遵守することが求められます。

目 次

I	科学研究費助成事業－科研費－の概要等	1
1	科学研究費助成事業－科研費－の目的・性格	1
2	研究種目	1
3	文部科学省と独立行政法人日本学術振興会の関係	2
4	科研費に関するルール	2
(1)	科研費の3つのルール	2
(2)	科研費の適正な使用	3
(3)	科研費の使用に当たっての留意点	3
(4)	研究成果報告書を提出しない場合の取扱い	3
(5)	関係法令等に違反した場合の取扱い	3
5	「競争的資金の適正な執行に関する指針」等	3
(1)	不合理な重複及び過度の集中の排除	3
(2)	不正使用、不正受給又は研究上の不正行為への対応	4
6	「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）	7
7	バイオサイエンスデータベースセンターへの協力	7
8	大学連携バイオバックアッププロジェクトについて	8
II	公募の内容	9
1	公募する研究種目	9
2	応募から交付までのスケジュール	10
(1)	応募書類提出期限までに行うべきこと	10
(2)	応募書類提出後のスケジュール（予定）	10
III	応募される方へ	11
1	応募の前に行っていただくべきこと	11
(1)	応募資格の確認	11
(2)	研究者情報登録の確認（e-Rad）	11
(3)	電子申請システムを利用するためのID・パスワードの確認	12
2	重複制限の確認	12
(1)	重複制限の設定に当たっての基本的考え方	12
(2)	重複応募・受給の制限等	12
(3)	その他の留意点	12
3	「基課題」と他の研究課題について	13
(1)	「基課題」とできる研究課題について	13
(2)	「基課題」や他の研究課題の研究遂行について	13
4	応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等	13
(1)	研究計画調書の作成	13
(2)	電子申請システムを利用した応募	14
	研究計画調書の作成に当たって留意していただくべきこと	14
①	公募の対象とならない研究計画	14
②	研究組織	15
③	経費	16
④	審査希望分野の選定	16

IV 研究機関の方へ	17
1 「研究機関」としてあらかじめ行っていただくべきこと	17
(1) 「研究機関」としての要件と指定・変更の手続	17
(2) 所属する研究者の応募資格等の確認	17
(3) 研究者情報の登録 (e-Rad)	18
(4) 研究機関に所属している研究者についての I D・パスワードの確認	18
(5) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」 に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出	18
(6) 研究成果報告書の提出について	19
(7) 公募要領の内容の周知	19
2 応募書類 (研究計画調書) の提出に当たって確認していただくべきこと	19
(1) 応募資格の確認	19
(2) 研究者情報登録の確認 (e-Rad)	19
(3) 研究代表者への確認	19
(4) 応募書類の確認	19
3 応募書類 (研究計画調書) の提出等	20
電子申請手続の概要	20
(参考 1) 審査等	22
1 審査の方法等	22
2 審査結果の通知	22
(参考 2) 予算額等の推移	23
問い合わせ先等	24

【参考】

応募書類の様式 (研究計画調書) 等は別紙になりますので、文部科学省科学研究費助成事業ホームページをご覧ください。(以下の URL よりダウンロードできます。)

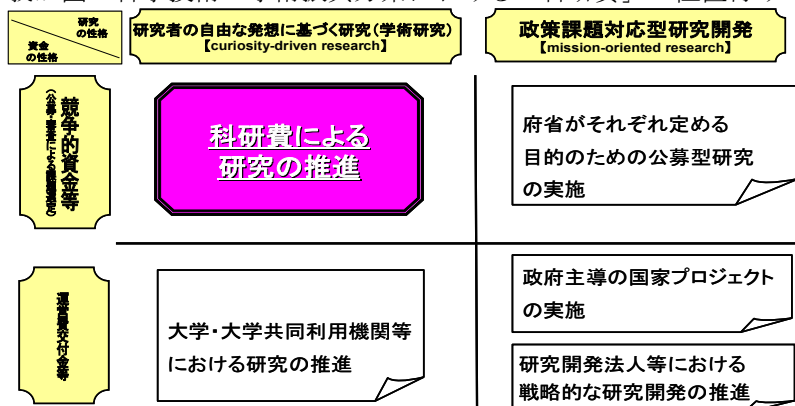
URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/boshu/1351544.htm

I 科学研究費助成事業－科研費－の概要等

1 科学研究費助成事業－科研費－の目的・性格

科学研究費助成事業（以下、「科研費」という。）は、人文学、社会科学から自然科学まですべての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする「競争的資金」であり、ピア・レビュー（専門分野の近い複数の研究者による審査）により、豊かな社会発展の基盤となる独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものです。

＜我が国の科学技術・学術振興方策における「科研費」の位置付け＞



2 研究種目

研究内容や規模に応じて研究種目を設定しています。

※平成27年7月現在

研究種目等	研究種目の目的・内容
科学研究費	
特別推進研究	国際的に高い評価を得ている研究であって、格段に優れた研究成果が期待される1人又は比較的少人数の研究者で行う研究（期間3～5年、1課題5億円程度を応募総額の上限の目安とするが、上限、下限とも制限は設けない）
新学術領域研究	（研究領域提案型） 多様な研究者グループにより提案された、我が国の学術水準の向上・強化につながる新たな研究領域について、共同研究や研究人材の育成、設備の共用化等の取組を通じて発展させる （期間5年、単年度当たりの目安1領域 1千万円～3億円程度を原則とする）
基盤研究	（S）1人又は比較的少人数の研究者が行う独創的・先駆的な研究 （期間 原則5年、1課題 5,000万円以上 2億円程度まで） （A）（B）（C）1人又は複数の研究者が共同して行う独創的・先駆的な研究 （期間3～5年） （A）2,000万円以上 5,000万円以下 （B）500万円以上 2,000万円以下 （C）500万円以下 （応募総額によりA・B・Cに区分）
挑戦的萌芽研究	1人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、独創的な発想に基づく、挑戦的で高い目標設定を掲げた芽生え期の研究（期間1～3年、1課題 500万円以下）
若手研究	（A）（B）39歳以下の研究者が1人で行う研究 （期間2～4年、応募総額によりA・Bに区分） （A）500万円以上 3,000万円以下 （B）500万円以下
研究活動スタート支援	研究機関に採用されたばかりの研究者や育児休業等から復帰する研究者等が1人で行う研究（期間2年以内、単年度当たり150万円以下）
奨励研究	教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者が1人で行う研究（期間1年、1課題 10万円以上100万円以下）
特別研究促進費	緊急かつ重要な研究課題の助成
研究成果公開促進費	
研究成果公开发表	学会等による学術的価値が高い研究成果の社会への公開や国際発信の助成
国際情報発信強化	学協会等の学術団体等が学術の国際交流に資するため、更なる国際情報発信の強化を行う取組への助成
学術定期刊行物	学会又は複数の学会の協力体制による団体等が、学術の国際交流に資するために定期的に刊行する学術誌の助成
学術図書	個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行する学術図書の助成
データベース	個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とするものの助成
特別研究員奨励費	日本学術振興会特別研究員（外国人特別研究員を含む）が行う研究の助成（期間3年以内）
国際共同研究加速基金	
国際共同研究強化	科研費に採択された研究者が、半年から1年程度海外の大学や研究機関で行う国際共同研究（1,200万円以下）
国際活動支援班	新学術領域研究における国際活動への支援（領域の設定期間 単年度当たり1,500万円以下）
帰国発展研究	海外の日本人研究者の帰国後に予定される研究（期間3年以内、5,000万円以下）

3 文部科学省と独立行政法人日本学術振興会の関係

科研費は、平成10年度までは、文部省（現文部科学省）においてすべての研究種目の公募・審査・交付業務が行われていましたが、平成11年度から日本学術振興会への移管を進めています。平成26年度には、「特別研究促進費」の交付業務が移管され、現時点での公募・審査・交付業務は、次のように行われています。

なお、今回公募する国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）については、文部科学省において公募業務を行い、日本学術振興会において審査・交付業務を行います。

※平成27年7月現在

研 究 種 目	公 募 ・ 審 査 業 務 (公募要領の作成主体、応募書類の提出先)	交 付 業 務 (交付内定・決定通知を行う主体、 交付申請書・各種手続書類等の提出先)
新学術領域研究、特別研究促進費	文部科学省	日本学術振興会
特別推進研究、基盤研究、 挑戦的萌芽研究、若手研究、 研究活動スタート支援、 奨励研究、研究成果公開促進費、 特別研究員奨励費	日本学術振興会	日本学術振興会
国際共同研究加速基金 (国際共同研究強化)	文部科学省 (審査業務は日本学術振興会)	日本学術振興会

4 科研費に関するルール

国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）は、学術研究助成基金助成金が交付され、「学術研究助成基金の運用基本方針」等の適用を受けることになります。

(1) 科研費の3つのルール

科研費には次の3つのルールがあります。

- ① 応募ルール：応募・申請に関するルール
- ② 評価ルール：事前評価（審査）・中間評価・事後評価・研究進捗評価・追跡評価に関するルール
- ③ 使用ルール：交付された科研費の使用に関するルール

なお、科研費の3つのルールは、次のように適用されます。

※平成27年7月現在

	応募ルール	評価ルール	使用ルール
科研費（基金分） 国際共同研究 加速基金（国際 共同研究強化）	文部科学省 公 募 要 領	日本学術振興会 科学研究費助成事業 「国際共同研究加速基金」の審査要綱	日本学術振興会 【研究者向け】交付条件 【研究機関向け】科学研究費助成 事業－科研費－国際共同研究加 速基金（国際共同研究強化）の使 用について各研究機関が行うべ き事務等

(2) 科研費の適正な使用

科研費は、国民の貴重な税金等でまかなわれています。科研費の交付を受ける研究者には、法令及び研究者使用ルール（補助条件又は交付条件）に従い、これを適正に使用する義務が課せられています。

また、科研費の適正な使用に資する観点から、科研費の管理は、研究者が所属する研究機関が行うこととしており、各研究機関が行うべき事務（機関使用ルール）を定めています。この中で、研究機関には、経費管理・監査体制を整備し、物品費の支出に当たっては、購入物品の発注、納品検収、管理を適正に実施するなど、科研費の適正な使用を確保する義務が課せられています。いわゆる「預け金」を防止するためには、適正な物品の納品検収に加えて、取引業者に対するルールの周知、「預け金」防止に対する取引業者の理解・協力を得ることが重要です。「預け金」に関与した取引業者に対しては、取引を停止するなどの厳格な対応を徹底することが必要です。

研究者及び研究機関においては、採択後にこれらのルールが適用されることを十分ご理解の上、応募してください。

(3) 科研費の使用に当たっての留意点

科研費（基金分）は、採択後の研究活動を研究期間全体を通じた単一の補助事業として取り扱いますので、研究期間内であれば助成金の受領年度と異なる年度の経費の支払いに対しても助成金を使用することができます。

また、最終年度を除き、研究期間内の毎年度末に未使用額が発生した場合は、事前の手続を経ることなく、当該経費を翌年度に繰り越して使用することができます。なお、最終年度の年度末に未使用額が発生した場合は、事前に研究期間の延長の承認を得ることで、翌年度に繰り越して使用することができます。

(4) 研究成果報告書を提出しない場合の取扱い

- ① 研究成果報告書は、科研費による研究の成果を広く国民に知ってもらう上で重要な役割を果たすとともに、国民の税金等を原資とする科研費の研究の成果を広く社会に還元するために重要なものです。

このため、研究期間終了後に研究成果報告書を提出することとしており、その内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）等において広く公開しています。なお、研究成果報告書は、研究者が所属する研究機関が取りまとめて提出することとしています。

- ② 研究期間終了後に研究成果報告書を理由なく提出しない研究者については、科研費の交付等を行いません。また、当該研究者が交付を受けていた科研費の交付決定の取消及び返還命令を行うことがあるほか、当該研究者が所属していた研究機関の名称等の情報を公表する場合があります。

さらに、研究成果報告書の提出が予定されている研究者が、研究成果報告書を理由なく提出しない場合には、当該研究者の提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなりますので、研究機関の代表者の責任において、研究成果報告書を必ず提出してください。

(5) 関係法令等に違反した場合の取扱い

応募書類に記載した内容が虚偽であったり、研究計画の実施に当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、科研費の交付をしないことや、科研費の交付を取り消すことがあります。

5 「競争的資金の適正な執行に関する指針」等

「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）は、競争的資金について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを関係府省において申し合わせるものです。

科研費を含む競争的資金の執行に当たっては、この指針等に基づき、適切に対処しますので、以下の点に留意してください。

(1) 不合理な重複及び過度の集中の排除

- ① 府省共通研究開発管理システム（以下、「e-Rad」という。）を活用し、「不合理な重複又は過度の集中」（4頁注参照）の排除を行うために必要な範囲で、応募内容の一部に関する情報を、他府省を含む他の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。）間で共有することとしています。

そのため、複数の競争的資金に応募する場合（科研費における複数の研究種目に応募する場合を含む。）等には、研究課題名についても不合理な重複に該当しないことがわかるように記入するなど、研究計画調書の作成に当たっては十分留意してください。

不合理な重複又は過度の集中が認められた場合には、科研費を交付しないことがあります。

- ② 研究計画調書の作成に当たり、他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況の記入内容（研究費の名称、研究課題名、研究期間、エフォート等）について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消又は減額配分とすることがあります。

なお、「世界トップレベル研究拠点プログラム」における拠点形成のための活動に要するエフォート等についても、研究計画調書に記入する必要がありますので、記入に当たっては「研究計画調書作成・記入要領」を確認してください。

（注）不合理な重複及び過度の集中の排除

「競争的資金の適正な執行に関する指針」-抜粋-

（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ（平成24年10月17日改正））

2. 不合理な重複・過度の集中の排除

（1）不合理な重複・過度の集中の考え方

- ① この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。
- 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
 - 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
 - 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
 - その他これらに準ずる場合
- ② この指針において「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。
- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
 - 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合
 - 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
 - その他これらに準ずる場合

（2）不正使用、不正受給又は研究上の不正行為への対応

- 「不正使用」、「不正受給」、「不正行為」は、それぞれ以下のような行為を指します。
- ・「不正使用」・・・架空発注により業者に預け金を行ったり、謝金や旅費などで実際に要した金額以上の経費を請求したりするなど、故意若しくは重大な過失によって競争的資金の他の用途への使用又は競争的資金の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用を行うこと
 - ・「不正受給」・・・別の研究者の名義で応募を行ったり、応募書類に虚偽の記載を行うなど、偽りその他不正な手段により競争的資金を受給すること
 - ・「不正行為」・・・発表された研究成果の中で示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用などを行うこと

- ① 科研費に関する不正使用、不正受給又は不正行為を行った研究者等については、一定期間科研費を交付しないほか、不正使用、不正受給又は不正行為が認められた研究課題については、当該科研費の全部又は一部の返還を求めることがあります。

なお、これらに該当する研究者については、当該不正使用、不正受給又は不正行為の概要（研究機関等における調査結果の概要、関与した者の氏名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を原則公表します。

また、科研費以外の競争的資金（他府省所管分を含む。）で不正使用、不正受給又は不正行為を行い、一定期間、当該資金の交付対象から除外される研究者についても、当該一定期間、科研費を交付しないこととします。

※ 「科研費以外の競争的資金」について、平成27年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成26年度以前に終了した制度においても対象となります。現在、具体的に対象となる制度については、以下のホームページを参照してください。

参考URL：http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin27seido_ichiran.pdf

○交付しない期間の扱いについて

【不正使用、不正受給】

不正使用及び不正受給に係る交付制限の対象	不正使用の程度		交付しない期間
I. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	1. 個人の利益を得るための私的流用		10年
II. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	2. 「1. 個人の利益を得るための私的流用」以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
III. 偽りその他不正な手段により科研費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5年
IV. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者			不正使用を行った研究者の交付制限期間の半分（上限2年、下限1年、端数切り捨て）

なお、以下に該当する者に対しては、「厳重注意」の措置を講ずる。

1. 上記IIのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合の研究者
2. 上記IVのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された補助事業に対して、善管注意義務に違反したと認められる研究者

（出典：独立行政法人日本学術振興会理事長裁定「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領第5条第1項第1号及び第3号に定める科学研究費補助金を交付しない期間の扱いについて」及び「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領第5条第1項第1号及び第3号に定める科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）を交付しない期間の扱いについて」）

【不正行為】

不正行為への関与に係る分類			学術的・社会的影響度、行為の悪質度	制限期間
不正行為に関与した者	ア) 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者			10年
	イ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者（上記「ア」を除く）	当該論文等の責任著者（監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいと判断されるもの	3～5年
		当該論文等の責任著者以外の者		
	ウ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者ではない者（上記「ア」を除く）			
不正行為に関与していないものの、不正行為があった研究に係る論文等の責任著者（監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）			当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度が高いと判断されるもの	2～3年
			当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいと判断されるもの	1～2年

※ 論文の取り下げがあった場合など、個別に考慮すべき事情がある場合には、事情に応じて適宜期間を軽減することができるものとする。

（出典：独立行政法人日本学術振興会理事長裁定「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領第5条第1項第5号及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領第5条第1項第5号に定める期間の扱いについて」）

- ② 他府省を含む他の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。）に当該不正事案の概要を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金への応募及び参画についても制限される場合があります。

※ 「応募及び参画」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参画すること、進行中の研究課題（継続課題）へ研究代表者又は共同研究者等として参画することを指します。

- ③ 科研費による研究論文・報告書等において、不正行為があったと認定された場合、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、上記①、②と同様に取り扱います。

また、不正行為に関与したと認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により一定の責任があるとされた者についても同様です。

- ④ 各研究機関には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成26年2月改正）文部科学大臣決定」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）」を遵守することが求められますので、研究活動の実施等に当たっては留意してください。

○「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」

参考URL：http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

○「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」

参考URL：http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm

（注）最近の不正使用、不正受給又は研究上の不正行為の事例

○不正使用

- ・業者に架空の取引を指示し、消耗品を購入したように装い、大学から科研費を支出させ、業者に預け金として管理させていた。
- ・業者に架空の取引を指示し、実際に購入、納品させた物品とは異なる品名が記載された虚偽の請求書を作成させて、大学から科研費を支出させていた。
- ・作業事実のない出勤表を大学院生に作成させて謝金の支払いを請求し、プール金として自ら管理していた。
- ・海外渡航の際、研究課題の目的から外れた共同研究の打ち合わせをするために、旅行予定外の目的地に滞在した。

注）事例のような架空の取引等による科研費の支出は、たとえ科研費支出の対象が当該科研費の研究課題のためであったとしても、すべて不正使用に当たります。

○不正受給

- ・応募・受給資格のない研究者が科研費の応募・交付申請を行い、不正に科研費を受給していた。

○研究上の不正行為

- ・科研費の研究成果として発表された論文において、実験のデータや図表の改ざん・ねつ造を行った。
- ・科研費の研究成果として発表された図書や研究成果報告書に、許諾を得ずに無断で英語の原著論文を翻訳し、引用であることを明記せずに掲載し、当該研究課題の研究成果として公表した。

6 「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

科研費においては、これまでも、研究成果発表のためのホームページ作成費用、研究成果広報用のパンフレット作成費用、一般市民を対象とした研究成果広報活動などのアウトリーチ活動に係る費用を直接経費で支弁できることを研究者使用ルール（補助条件又は交付条件）や科研費ハンドブックなどに明記し、研究期間終了後に作成を求めている研究成果報告書において、アウトリーチ活動情報に関する記載を求めるなど、科研費による成果を積極的に社会・国民に発信するよう努めていただくこととしています。なお、日本学術振興会においては、最新の研究成果を、小・中学生や高校生に体験・実験・講演を通じて分かりやすく紹介する「ひらめき☆ときめきサイエンス」プログラムを実施していますので、活用してください。

また、平成22年6月に取りまとめられた『「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）』（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員）では、研究者が研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動を「国民との科学・技術対話」と位置付け、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費の配分を受けた研究者等については、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組むこと、大学等の研究機関についても、公的研究費を受けた研究者等の「国民との科学・技術対話」が適切に実施できるよう支援体制の整備など組織的な取組を行うことが求められています。

科研費では、特に、比較的高額な研究費を受ける特別推進研究などの研究進捗評価や、新学術領域研究（研究領域提案型）などの中間評価において「研究内容、研究成果の積極的な公表、普及に努めているか」という着目点を設けていますので、上記の方針を踏まえて、科研費による成果を一層積極的に社会・国民に発信してください。

7 バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

バイオサイエンスデータベースセンター (<http://biosciencedbc.jp/>) は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成23年4月に独立行政法人科学技術振興機構に設置されたものです。

同センターでは、関連機関に積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を4つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進しています。これによって、我が国におけるライフサイエンス分野の研究成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス分野の研究全体が活性化されることを目指しています。

については、ライフサイエンス分野に関する論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物について、同センターへの提供にご協力をお願いします。

なお、提供された複製物については、非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。また、複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報の提供にもご協力をお願いすることがありますので、あらかじめご承知おきます。

また、バイオサイエンスデータベースセンターでは、ヒトに関するデータについて、個人情報の保護に配慮しつつ、ライフサイエンス分野の研究に係るデータの共有や利用を推進するためにガイドラインを策定しています。

NBDC ヒトデータ共有ガイドライン

参考URL：<http://humandbs.biosciencedbc.jp/guidelines/>

<問い合わせ先>

独立行政法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター
電話：03-5214-8491

8 大学連携バイオバックアッププロジェクトについて

大学連携バイオバックアッププロジェクト（Interuniversity Bio-Backup Project for Basic Biology）は、様々な分野の研究に不可欠な研究資源である生物遺伝資源をバックアップし、予期せぬ事故や災害等による生物遺伝資源の毀損や消失を回避することを目的として、2012 年から新たに開始されました。

本プロジェクトの中核となる大学共同利用機関法人自然科学研究機構基礎生物学研究所には、生物遺伝資源のバックアップ拠点として IBBP センター（<http://www.nibb.ac.jp/ibbp/>）が設置され、生物遺伝資源のバックアップに必要な最新の機器が整備されています。

全国の大学・研究機関に所属する研究者であればどなたでも保管申請ができます。IBBP で保管可能な生物遺伝資源は、増殖（増幅）や凍結保存が可能なサンプル（植物種子に関しては冷蔵及び冷凍保存の条件が明確なもの）で、かつ、病原性を保有しないことが条件です。バックアップは無料で行われますので是非ご活用ください。

<問い合わせ先>

大学共同利用機関法人自然科学研究機構 IBBP センター事務局

電話：0564-59-5930, 5931

Ⅱ 公募の内容

1 公募する研究種目

国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）〔学術研究助成基金助成金〕

- ア) 対 象 平成27年4月1日現在で「基盤研究（海外学術調査を除く）」又は「若手研究」に採択されており、応募時点において研究を実施中の研究者（平成27年4月1日現在で36歳以上45歳以下の者（昭和44年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた者））が一人で一定期間海外の大学や研究機関において海外共同研究者と共同で行う研究計画であって、すでに採択されている「基盤研究（海外学術調査を除く）」又は「若手研究」の研究計画（以下、「基課題」という）を格段に進展させることが期待される研究計画
- イ) 応募総額 1,200万円以下（応募時には、「渡航費・滞在費」「研究費」「代替要員を確保するための経費」の各経費は、400万円を上限とします。）
- ウ) 採択予定課題数 400件程度
- エ) 渡航期間 半年から1年程度渡航することとしますが、応募時点において渡航費・滞在費（400万円）の範囲内であれば、1年を超えて渡航する計画も可能です。また、渡航先での研究活動に支障を及ぼさない一時帰国は可能です。
- オ) 研究期間 渡航先や所属機関との調整・準備を終了し、平成29年3月31日までに交付申請を行い、交付申請を行った年度の翌年度中までには渡航を開始することを条件として、交付申請後から経費を執行することができます（交付内定以降、直ちに経費を執行することはできません）。また、交付申請した年度から起算して3年目の年度末まで経費を執行することができます。
- カ) 研 究 費 学術研究助成基金助成金を交付します。

<留意事項>

- ① 平成29年3月31日までに渡航計画の決定及び交付申請を行うことができない場合には、交付申請を辞退してください。
- ② 渡航先の外国機関の変更は、研究課題遂行の「目的」の変更に当たる可能性もあり、応募後に渡航先を理由無く変更することはできません。
- ③ 応募者は、「海外特別研究員事業」や「頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進事業」等の国や独立行政法人等が実施する国際共同研究や国際交流に係る事業により海外渡航や海外での研究遂行が予定されていない者でなければなりません。
- ④ 採択された場合には、帰国後に日本学術振興会が行うフォローアップ調査へご協力いただきます。
- ⑤ 応募件数が多数の場合、あらかじめ概要版等による審査を行うことがあります。
- ⑥ 渡航期間中、応募資格を喪失した場合は研究廃止の手続きをとってください。

2 応募から交付までのスケジュール

(1) 応募書類提出期限までに行うべきこと

研究代表者は所属研究機関と十分連携し、適切に対応してください。

日 時	研究代表者が行う手続 (詳細は、「Ⅲ 応募される方へ」を参照)	研究機関が行う手続 (詳細は、「Ⅳ 研究機関の方へ」を参照)
平成 27 年 7 月 23 日 (木) ～ 公募開始	①応募書類を作成 (研究機関から付与された e-Rad の I D ・パスワードによ り、科研費電子申請システム (以下、「電子申請システム」 という。)にアクセスし作成) ②所属する研究機関に応募書類 を提出 (送信) (当該研究機関が設定する提出 (送信) 期限までに提出 (送 信)) ④応募書類の提出 (送信)	【必要に応じて行う手続】 ①e-Rad 運用担当から e-Rad の研究機関 用の I D ・パスワードを取得 (既に取得済の場 合を除く) ※I D ・パスワードの発行に 2 週間程 度必要。 ②研究代表者の e-Rad の登録情報の変 更 ③ガイドラインに基づく「体制整備等 自己評価チェックリスト」の提出
9 月 28 日 (月) 午後 4 時 30 分 提出期限 (厳守)		

注 1) 研究代表者が所属する研究機関に応募書類を提出 (送信) (「研究代表者が行う手続」②) した後、当該研究機関は応募書類提出期限までに、応募書類を提出 (送信) (「研究機関が行う手続」④) しなければなりません。

ついては、研究代表者は「応募書類の作成・応募方法等」(13 頁～16 頁)等を確認するとともに、研究機関が指定する応募手続等 (研究機関内における応募書類の提出期限等) について、研究機関の事務担当者に確認してください。

(2) 応募書類提出後のスケジュール (予定)

交付内定を受けた後、渡航計画が決定した場合には、平成 29 年 3 月 31 日までを期限として随時交付申請を行うことができます。

国際共同研究加速基金 (国際共同研究強化)	
平成 27 年 11 月～ 平成 27 年 12 月 平成 28 年 1 月 平成 29 年 3 月 31 日まで 交付申請後 交付決定後	審査 交付内定※ 1 交付申請 (随時) 交付決定 (随時) 送金※ 2

※ 1 応募状況によっては、交付内定の時期が遅くなる可能性があります。

※ 2 総額が 300 万円以上であっても、一括して送金します。

Ⅲ 応募される方へ

1 応募の前に行っていただくべきこと

応募の前に行っていただくべきことは、応募資格の確認です。

(1) 応募資格の確認

今回の国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）への応募は、科研費の応募資格である下記の①及び②を満たし、平成27年4月1日現在で「基盤研究（海外学術調査を除く）」又は「若手研究」に採択されており、応募時点において研究を実施中の研究者（平成27年4月1日現在で36歳以上45歳以下の者（昭和44年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた者））であることが必要です。

なお、複数の研究機関において応募資格を有する場合には、いずれかの研究機関から応募してください。基課題を管理している研究機関と異なる研究機関からの応募も可能です。

- ① 応募時点において、所属する研究機関(注)から、次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること
＜要件＞

ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること

イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）

ウ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合を除く。）

（注）研究機関は、科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定される研究機関（参考）研究機関が満たさなければならない要件（17頁参照）

＜要件＞

- ・ 科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ・ 科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと

- ② 科研費やそれ以外の競争的資金で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、平成27年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと

また、国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）への応募資格を満たす場合であっても、以下のとおり取り扱うことがあります。

- ・ 所属する研究機関の判断で、その研究活動を当該研究機関の活動として行わせることが適切ではないとした場合には、研究機関として応募を認めない場合や、当該研究者による交付申請を認めず科研費の交付申請を辞退する場合があります。
- ・ 研究期間終了後に研究成果報告書を理由なく提出しない研究者から新規の科研費の応募があった場合には、審査の上採択されても、科研費を交付しません。また、研究成果報告書の提出が予定されている者が研究成果報告書を理由なく提出しない場合には、提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなります。

複数の研究機関に所属する場合など、国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）に応募する研究機関以外（以下、「その他研究機関等」という。）でも職務を有しており、海外渡航によって当該職務の遂行が難しくなる場合には、その他研究機関等とも海外渡航の開始までに十分に調整を行ってください。

なお、その他研究機関等において代替要員確保のための経費が必要となる場合には、応募する研究機関（経費の管理を行う機関）に費用を請求し、経費を支出することは可能です。

(2) 研究者情報登録の確認（e-Rad）

応募に当たっては、まず、e-Radへの登録内容の確認を行っていただく必要があります。

e-Radへの登録は、所属する研究機関がe-Radにより手続を行うため、研究代表者は、所属する研究機関が行う登録手続（研究機関内での登録期限や現在の登録状況の確認方法等）について、所属する研究機関に確認してください（既に登録されている者であっても登録内容（「所属」、「職」等）に修正すべき事項がある場合には正しい情報に更新する必要があります。）。

(3) 電子申請システムを利用するためのID・パスワードの確認

応募に当たっては、e-RadのID・パスワードにより電子申請システムにアクセスし、応募書類を作成する必要があります。なお、一度付与されたID・パスワードについては、研究機関を異動しても使用可能です。また、ログインID・パスワードは、決して他者に漏えいすることが無いよう厳格な管理を行ってください。

2 重複制限の確認

科研費に応募しようとする研究者は、応募書類を作成する前に、応募しようとする研究種目への応募が可能かどうか、「重複制限」のルールを十分確認する必要があります。

(1) 重複制限の設定に当たっての基本的考え方

科研費においては、研究の規模、内容等を踏まえた「研究種目」や「審査区分」を設けており、様々な研究形態に応じた研究計画の応募を可能としています。

一方、限られた財源で多くの優れた研究者を支援する必要があること、応募件数の増加により適正な審査の運営に支障を来すおそれがあること等を考慮し、次のような基本的な考え方に基づく「重複制限ルール」を設定しています。

- 限られた財源でできるだけ多くの優れた研究者を支援できるよう考慮する。
- 各研究種目の審査体制を踏まえ、応募件数が著しく増えないよう考慮する。
- 制限の設定に当たっては、主として、研究計画の遂行に関してすべての責任を持つ研究代表者を対象とするが、研究種目の額が大きい場合など一部のケースでは研究分担者も対象とする。
- 以上を踏まえ、科研費の「研究種目」の目的・性格等を勘案し、個々に応募制限又は受給制限を使い分けて重複制限を設定する。

なお、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（4頁参照）に示される「不合理な重複」の考え方に該当する場合には、審査の段階で「不合理な重複」と判断される可能性がありますので、研究計画調書を作成する際には、十分にご留意ください。

(2) 重複応募・受給の制限等

- ① 一人の研究者が研究代表者として「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）」に応募できるのは、1研究課題です。「基課題」となりうる課題を複数持つ場合でも同様です。
- ② 「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）」に採択された場合であっても既に採択されている「基課題」を継続することは可能です。
- ③ 「国際共同研究強化」と他の研究種目には重複制限は課されません。

(3) その他の留意点

- ① 重複制限ルール上重複応募等が可能な場合であっても、「多数の研究計画に参画することにより、研究代表者又は研究分担者としての責任が果たせなくなるように」十分留意してください。あわせて、3頁に記載の「不合理な重複及び過度の集中の排除」の内容にも十分留意してください。
- ② 継続研究課題の研究組織に変更があった場合など、電子申請システム上で応募が受け付けられても、その後、重複応募制限により審査に付されない場合があります。応募書類の提出前に十分確認してください。
- ③ 複数の研究機関において応募資格を有する研究者が複数の研究機関からそれぞれ同時に応募する場合であっても、重複制限は、研究者（研究代表者又は研究分担者）に着目して適用されます。
- ④ 科研費と他の競争的資金制度との間には重複制限は設けていませんが、3頁に記載の「不合理な重複及び過度の集中の排除」の内容に十分留意してください。また、9頁に記載のとおり、「海外特別研究員事業」や「頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進事業」等の国や独立行政法人等が実施する国際共同研究や国際交流に係る事業により海外渡航や海外での研究遂行が予定されていないかどうか、併せて留意してください。

3 「基課題」と他の研究課題について

(1) 「基課題」とできる研究課題について

- ① 「基課題」とできるのは、平成27年4月1日現在で採択されており、応募時点において研究を実施中の「基盤研究（海外学術調査を除く）」又は「若手研究」の研究課題です。

なお、産前産後の休暇又は育児休業により補助事業期間延長承認を受けて平成27年度も研究を継続中の研究課題や、産前産後の休暇又は育児休業により中断中で（補助金種目の継続課題で、平成27年度は産前産後の休暇又は育児休業により交付申請を留保している場合を含む）研究を再開する予定のある研究課題も含まれます。

※「基課題」とできない研究課題

- ・平成26年度が研究期間の最終年度の研究課題で、繰越承認（補助金種目又は一部基金種目の場合）又は補助事業期間延長承認（一部基金種目又は基金種目の場合。産前産後の休暇又は育児休業による場合を除く）を受けて平成27年度も研究を継続中の研究課題
- ・研究計画最終年度前年度応募により特別推進研究又は基盤研究（S）に採択された最終年度の研究課題
- ・重複受給制限等の理由により交付申請を辞退又は廃止した（廃止予定の）研究課題
- ・平成27年度に新規採択された研究課題のうち、交付申請を留保している研究課題
- ・平成27年度に新規採択された基盤研究（S）、基盤研究（B・C）（審査区分「特設分野研究」）の研究課題

(2) 「基課題」や他の研究課題の研究遂行について

「基課題」や科研費の他の研究課題について、研究代表者が渡航する場合であっても、研究代表者の責任の下、研究分担者等が研究を実施し、研究の遂行が可能な場合には、引き続き研究を継続することができます。

4 応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等

応募に必要な書類は研究計画調書です。研究計画調書は、前半部分の応募情報（Web入力項目）と後半部分の応募内容ファイル（添付ファイル項目）の2つで構成されます。

研究代表者は、応募情報（Web入力項目）を入力するとともに、別途作成する応募内容ファイル（添付ファイル項目）を電子申請システムにアップロードして研究計画調書（PDFファイル）を作成し、所属する研究機関が指定する期日までに、当該研究機関に提出（送信）してください。

研究計画調書の作成・応募方法の詳細は以下のとおりですので確認してください。

(1) 研究計画調書の作成

応募に当たっては、研究機関から付与された e-Rad の ID・パスワードにより電子申請システムにアクセスして、研究計画調書を作成する必要があります。

研究計画調書について

研究計画調書は次の2つから構成されます。

前半部分：電子申請システムにより、応募情報（Web入力項目）（注1）を入力してください。

（注1）応募額等応募研究課題に係る基本データ等、研究代表者が電子申請システムによりWeb上で入力する部分

後半部分：応募内容ファイル（注2）の様式を文部科学省科学研究費助成事業ホームページ

（http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/boshu/1351544.htm）から取得し、電子申請システムにアップロードして研究計画調書（PDFファイル）を作成してください。

（紙媒体による応募は受理しません。）

（注2）研究目的、研究計画・方法等の研究計画の内容に係る部分

研究種目	研究計画調書	
	前半	後半
	応募情報（Web入力項目）	応募内容ファイルの様式
国際共同研究加速基金 （国際共同研究強化）	電子申請システムに入力	S－1－24

(2) 電子申請システムを利用した応募

- ① 「平成27年度応募情報（Web入力項目）国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）作成・入力要領」に基づき、応募情報（Web入力項目）を入力するとともに、「平成27年度国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）研究計画調書作成・記入要領」に基づいて、別途作成した応募内容ファイル（添付ファイル項目）を電子申請システムにアップロードして、研究計画調書（PDFファイル）を作成してください。
- ② 研究計画調書はモノクロ（グレースケール）印刷を行い審査委員に送付するため、印刷した際、内容が不鮮明とならないよう、作成に当たってはご注意ください。
- ③ 研究計画調書は、研究代表者の所属する研究機関が取りまとめて提出することとしています。そのため、研究代表者は、所属する研究機関が指定する期日までに、当該研究機関に応募書類を提出（送信）してください（直接、提出（送信）することはできません。）。
 なお、提出（送信）に当たっては、作成した研究計画調書（PDFファイル）の内容を十分確認の上、確認完了・提出処理を行ってください（所属する研究機関に研究計画調書（PDFファイル）を提出したことになります。）。また、研究機関により承認処理が行われた研究計画調書（PDFファイル）については修正等を行うことはできません。
- ④ 研究計画調書に含まれる個人情報は、競争的資金の不合理な重複や過度の集中の排除、科学研究費助成事業の業務のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）するほか、e-Rad に提供する予定です。（e-Rad 経由で内閣府に情報提供することがあります。また、これらの情報の作成のため、各種作業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。）
 なお、採択された研究課題に関する情報（研究課題名・研究代表者氏名・交付予定額等）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、報道発表資料及び国立情報学研究所のデータベース等により公開します。
 また、採択された研究課題の研究代表者の所属・氏名等の情報は、日本学術振興会審査委員候補者データベースに必要に応じて登録し、このデータベースの更新依頼は、毎年、研究代表者が所属する研究機関を通じて行います。

研究計画調書の作成に当たって留意していただくべきこと

作成に当たっては、次のような点について、内容に問題がないか確認してください。

① 公募の対象とならない研究計画でないこと。

次の研究計画は公募の対象としていません。

- ア 単に既製の研究機器の購入を目的とする研究計画
- イ 他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画
- ウ 商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画（商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。）
- エ 業として行う受託研究
- オ 研究経費の額が10万円未満の研究計画

② 研究組織について次の要件を満たしていること。

研究代表者は（15 頁 1）参照）、研究計画の性格上、必要があれば研究協力者（16 頁 2）参照）とともに研究組織を構成することができます。

なお、研究代表者は、応募時点において、次の要件を満たしていることが所属する研究機関（下記枠内（注）参照）において確認されており、e-Rad に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されていることが必要ですが、研究協力者は、必ずしも e-Rad に登録されている必要はありません。

<要件>

ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること

イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）

ウ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合は除く。）

（注）研究機関は、科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第 2 条に規定される研究機関

（参考）研究機関が満たさなければならない要件（17 頁参照）

<要件>

- ・ 科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ・ 科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと

科研費被雇用者は、通常、雇用契約等において雇用元の業務に専念する必要があります。このため、雇用元の業務に充てるべき勤務時間を前提として国際共同研究強化に応募することは認められません。

研究代表者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）に規定された補助事業者に当たり、不正な使用等を行った場合は、一定期間、科研費を交付しないこととされます。

また、研究者が、e-Rad に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている場合であっても、以下のとおり取り扱うことがあります。

- ・ 所属する研究機関が、その研究活動を当該研究機関の活動として行わせることが適切ではないと判断した場合には、研究機関として応募を認めない場合や、当該研究者による交付申請を認めず科研費の交付申請を辞退する場合があります。
- ・ 研究期間終了後に研究成果報告書を理由なく提出しない研究者から新規の科研費の応募があった場合には、審査の上採択されても、科研費を交付しません。また、研究成果報告書の提出が予定されている者が研究成果報告書を理由なく提出しない場合には、提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなります。

1) 研究代表者（応募者）

ア 研究代表者は、補助事業者であり、研究計画の遂行（研究成果の取りまとめを含む。）に関してすべての責任を持つ研究者のことをいいます。

なお、研究期間中に応募資格の喪失などの理由により、研究代表者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究代表者となることを避けてください。（注）

（注）研究代表者は、研究計画の遂行に関してすべての責任を持つ研究者であり、重要な役割を担っています。応募に当たっては、研究期間中に退職等により応募資格を喪失し、責任を果たせなくなることが見込まれる者は研究代表者となることを避けるよう求めており、研究代表者を交替することは認めていません。

イ 研究代表者は、e-Rad に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されているほか、科研費やそれ以外の競争的資金で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、平成 27 年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないことが必要です。

2) 研究協力者

ア 研究協力者は、研究代表者以外の者で、研究課題の遂行に当たり、協力を行う者のことをいいます。
(例：ポストドクター、リサーチアシスタント（R A）、外国の研究機関に所属する研究者（海外共同研究者）、科学研究費補助金取扱規程第2条に基づく指定を受けていない企業の研究者、その他技術者や知財専門家等の研究支援を行う者 等)

イ 研究協力者は、必ずしも e-Rad に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている必要はありません。

③ 経費について次の要件を満たしていること。

1) 対象となる経費（直接経費）

研究計画の遂行に必要な経費（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。）を対象としますが、「国際共同研究強化」では、「設備備品費」、「消耗品費」、「旅費」、「人件費・謝金」、「その他」のそれぞれについて、「渡航費・滞在費」、「研究費」、「代替要員確保のための経費」に分類・計上してください。

【対象となる経費（直接経費）】

	物品費 (設備備品費・消耗品費)	旅費	人件費・謝金	その他
渡航費・滞在費		○		○
研究費	○	○	○	○
代替要員確保のための経費		○	○	○

※ 応募時に代替要員確保のための経費について記載をすることになっていますが、この時点で確実な計画になっている必要はありません。

2) 対象とならない経費

次の経費は対象となりません。

ア 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付等のための経費を除く。）

イ 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費

ウ 研究代表者の人件費・謝金

エ その他、間接経費（注）を使用することが適切な経費

（注）研究計画の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費（直接経費の30％に相当する額）であり、研究機関が使用するものです。今回、公募を行う研究種目には間接経費が措置される予定ですが、研究代表者は、間接経費を応募書類に記載する必要はありません。

④ 応募に際して、次のとおり審査希望分野を選定すること。

応募に際しては、研究計画の内容に照らし、次の10分野のうち、審査を希望する分野を1つ必ず選定してください。

審査希望分野	総合系	人文社会系	理工系	生物系
	①情報学 ②環境学	③人文学 ④社会科学	⑤数物系科学 ⑥化学 ⑦工学	⑧生物学 ⑨農学 ⑩医歯薬学

注）既に採択されている研究課題（基課題）において、最も関係が深いと思われる細目として「総合系」（複合領域、総合人文社会、総合理工、総合生物を含む）の細目を選定している場合にも、10分野の中から審査を希望する分野を1つ選定してください。

Ⅳ 研究機関の方へ

1 「研究機関」としてあらかじめ行っていただくべきこと

(1) 「研究機関」としての要件と指定・変更の手続

研究者が、科研費に応募するためには、「研究機関」に所属していることが必要です。
ここでいう「研究機関」として、科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条では、

- 1) 大学及び大学共同利用機関
- 2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3) 高等専門学校
- 4) 文部科学大臣が指定する機関（注）

という4類型が定められています。

（注）1)から3)に該当しない機関が、研究機関となるためには、まず、文部科学大臣の指定を受ける必要がありますので、事前に文部科学省研究振興局学術研究助成課にご相談ください。

また、文部科学大臣の指定を受け、既に研究機関として認められている機関が、次の事項のいずれかについて変更等を予定している場合には、その内容を速やかに文部科学省研究振興局学術研究助成課に届け出てください。

- ① 研究機関の廃止又は解散
- ② 研究機関の名称及び住所並びに代表者の氏名
- ③ 研究機関の設置の目的、業務の内容、内部組織を定めた法令、条例、寄附行為その他の規約に関する事項

また、所属する研究者が科研費による研究活動を行うためには、研究機関は、以下の要件を満たさなければなりませんのでご注意ください。

<要件>

- ① 科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ② 科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと

(2) 所属する研究者の応募資格の確認等

今回の国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）に応募しようとする研究者は、科研費の応募資格である下記①及び②を満たし、平成27年4月1日現在で「基盤研究（海外学術調査を除く）」又は「若手研究」に採択されており、応募時点において研究を実施中の研究者（平成27年4月1日現在で36歳以上45歳以下の者（昭和44年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた者））であることとしていますので、研究機関において十分に確認をしていただく必要があります。

また、交付申請時に、以下の点について研究機関において実施して頂く予定ですので、留意してください。

- ・当該研究者の海外研究機関への一定期間の渡航を可能とする代替措置等の環境を整備すること
- ・当該研究者の海外での科研費の使用についての管理を行うこと
- ・当該研究者が、海外特別研究員事業や頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進事業等の国や独立行政法人等が実施する国際共同研究や国際交流に係る事業により海外渡航や海外での研究遂行が予定されていない者であることを確認すること

科研費に応募しようとする研究者が満たさなければならない応募資格（11頁参照）

- ① 応募時点において所属する研究機関から、次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること

<要件>

ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること

イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）

ウ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合を除く。）

- ② 科研費やそれ以外の競争的資金で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、平成27年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと

(3) 研究者情報の登録（e-Rad）

応募に当たって必要な研究者情報の登録（更新）は、所属研究機関の担当者が e-Rad を利用し、手続を行うこととしています。（既に登録されている者であっても登録内容（「所属」、「職」等）に修正すべき事項がある場合には正しい情報に更新する必要があります。）

具体的な登録（更新）方法については、e-Rad の「所属研究機関用マニュアル（研究機関事務代表者用、研究機関事務分担者用）」を確認してください。

なお、e-Rad による研究者情報の登録（更新）については、登録期間（期限）を設けていませんので、随時可能となっています。

ただし、応募書類提出期限より後に研究計画調書の提出（送信）があっても受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出（送信）できるよう、早めに研究者情報の登録（更新）を完了するようにしてください。

本手続については、応募に当たって研究機関内での取りまとめに支障を来さないよう、研究機関が行う重要手続の一つとして位置付け、諸手続（研究機関内での周知等も含む。）を行うようにしてください。

(4) 研究機関に所属している研究者についての I D ・ パスワードの確認

研究者が科研費に応募するには、e-Rad の I D ・ パスワードにより電子申請システムにアクセスして手続を行う必要があるため、研究者は e-Rad の I D ・ パスワードを保有していなければなりません。

このため、研究機関は、応募を予定している研究者について、その有無を確認していただく必要があります。

※1 ログイン I D、パスワードの付与の際には、決して他者に漏えいすることが無いよう厳格な管理をするよう研究者に周知してください。

※2 一度付与した研究者の I D ・ パスワードは研究機関を異動しても使用可能です。

※3 e-Rad の操作マニュアルは、必ず最新版を取得して利用してください。

(5) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出

科研費に応募する研究機関については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正）（以下、「ガイドライン」という。）の内容について遵守する必要があり、公的研究費の管理・監査体制を整備し、その実施状況等を報告しなければなりません。今回「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）」に応募する研究代表者が所属する研究機関については、ガイドラインに基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」を平成26年度以降に提出している場合は、改めて提出する必要はありません。平成26年度以降に提出がない場合には、電子申請システム上で、当該研究機関に所属する研究者の応募が認められませんので注意してください。（「体制整備等自己評価チェックリスト」が提出されても、所属する研究者が科研費への応募ができるようになるまで1週間程度の時間を要しますので、提出が必要な場合は、応募書類の提出期限に間に合うよう、余裕をもって提出してください。）

e-Rad を使用したチェックリストの提出方法や様式等については、文部科学省ホームページ「「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」様式ファイルについて」（http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm）で確認してください。

なお、ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

（注）e-Rad の使用に当たっては、研究機関用の I D ・ パスワードが必要になります。

<問い合わせ先>

（ガイドラインの様式・提出等について）

文部科学省 研究振興局 振興企画課 競争的資金調整室

e-mail: kenkyuhi@mext.go.jp

URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

(e-Rad への研究機関登録について)
府省共通研究開発管理システム ヘルプデスク
電話：0120-066-877 (フリーダイヤル)
受付時間：9：00～18：00
※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く
URL：<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

(e-Rad の利用可能時間帯)
(月～日) 0:00～24:00 (24時間 365日稼働)
ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

(6) 研究成果報告書の提出について

研究成果報告書は、研究者が所属する研究機関が取りまとめて提出することとしています。研究期間終了後に研究成果報告書を理由なく提出しない場合には、以下のとおり取り扱うことがありますので、研究機関の代表者の責任において、研究成果報告書を必ず提出してください。

- ・ 研究期間終了後に研究成果報告書を理由なく提出しない研究者については、科研費の交付等を行いません。また、当該研究者が交付を受けていた科研費の交付決定の取消及び返還命令を行うことがあります。また、当該研究者が所属していた研究機関の名称等の情報を公表する場合があります。
- さらに、研究成果報告書の提出が予定されている者が研究成果報告書を理由なく提出しない場合には、当該研究者の提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなります。

(7) 公募要領の内容の周知

公募要領の内容については、あらかじめ広く研究機関内の研究者の皆様に対してその内容を周知してください。特に、記載事項や応募書類の提出期限などについては、誤解の無いように周知をお願いします。

なお、公募要領については、文部科学省科学研究費助成事業ホームページ(http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/boshu/1351544.htm)にてご覧いただけますので、ご利用ください。

2 応募書類(研究計画調書)の提出に当たって確認していただくべきこと

研究計画調書については、それぞれの研究機関ごとに内容を確認し、提出していただくこととしています。その際、次の点には特に注意してください。

(1) 応募資格の確認

研究計画調書に記載された研究代表者が、この公募要領に定める要件(11頁参照)を満たす者であるとともに、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されているか確認してください。

なお、その際、科研費の不正使用等に伴い科研費の交付対象から除外されている者でないことについても必ず確認してください。

(2) 研究者情報登録の確認(e-Rad)

応募に当たって必要な研究者情報の登録(更新)は、所属研究機関の担当者がe-Radを利用し、手続を行うこととしています。

既に登録されている者であっても登録内容(「所属」、「職」等)に修正すべき事項がある場合には正しい情報に更新する必要がありますので、十分確認してください。

(3) 研究代表者への確認

研究計画調書に記載された研究代表者が、この公募要領に定める「Ⅱ 公募の内容」を確認した上で研究計画調書を作成していることを確認してください。

(4) 応募書類の確認

応募書類は、所定の様式と同一規格であるか確認してください。

なお、各研究種目の応募書類の様式等は次頁のとおりです。

研究種目	研究計画調書	
	前半	後半
	応募情報（Web入力項目）	応募内容ファイルの様式
国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）	電子申請システムに入力	S-1-24

3 応募書類（研究計画調書）の提出等

- (1) e-Rad の ID・パスワードにより電子申請システムにアクセスし、研究代表者が作成した研究計画調書（PDF ファイル）の情報を取得し、その内容等について確認してください。
- (2) 内容等に不備のないすべての研究計画調書（PDF ファイル）について承認処理を行ってください（研究計画調書（PDF ファイル）を提出（送信）したことになります。）。なお、研究機関により承認処理が行われた各計画研究の研究計画調書（PDF ファイル）については修正等を行うことはできません。

【研究計画調書の提出（送信）期限】

平成27年9月28日（月）午後4時30分（厳守）

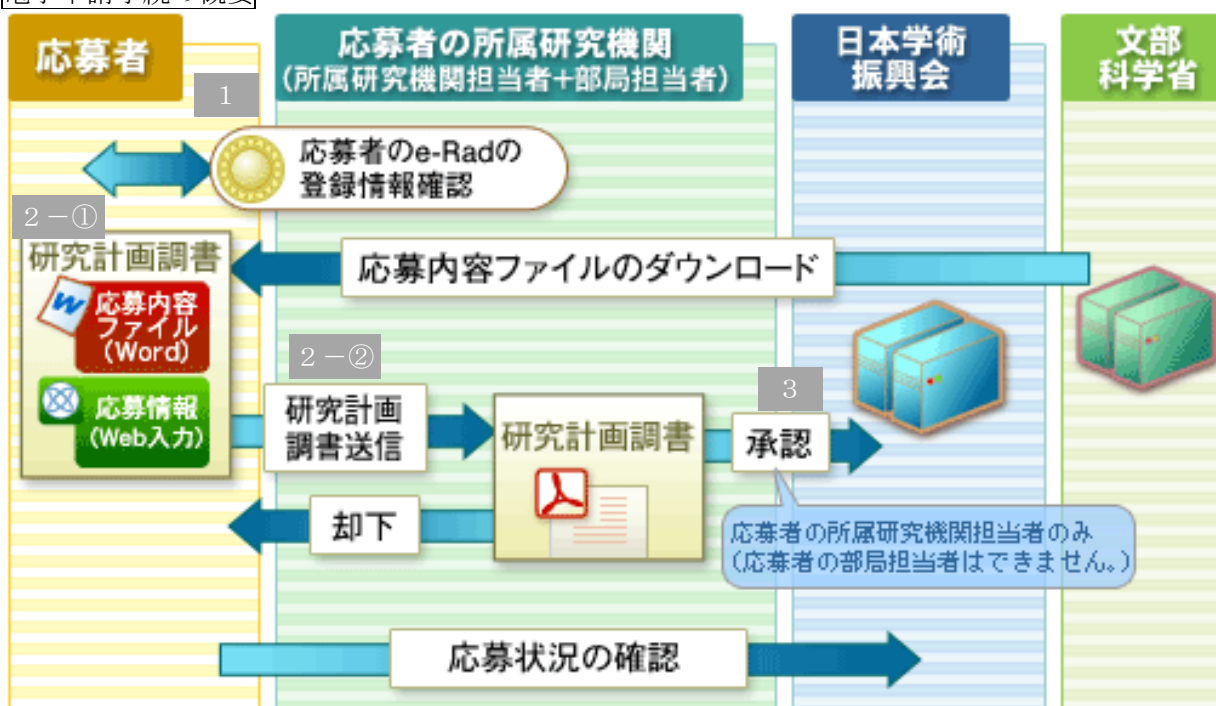
※上記の期限より後に提出（送信）があっても受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出（送信）してください。

※応募書類の提出（送信）後に、研究計画調書等の訂正、再提出等を行うことはできません。

- (3) e-Rad で使用する ID・パスワードは個人を確認するものであることから、その取扱い、管理についても十分留意の上、応募の手続を行ってください。

なお、電子申請手続の概要は以下のとおりですが、その詳細は、電子申請システムの「操作手引」を参照してください。

電子申請手続の概要



【応募者（研究代表者）の所属する研究機関の担当者】

- 1 応募者の所属研究機関担当者は、応募者の e-Rad の登録情報を確認する。

【応募者（研究代表者）】

- 2-① 応募者は受領した ID・パスワードで電子申請システムにアクセスし、応募情報（Web入力項目）を入力、応募内容ファイル（添付ファイル項目）をアップロードすることで、研究計画調書（PDF ファイル）を作成する。

- 2－② 応募者は、作成した研究計画調書（PDFファイル）に不備がなければ、完了・提出操作を行うことで所属研究機関担当者に研究計画調書（PDFファイル）を提出（送信）したことになる。

【応募者（研究代表者）の所属する研究機関の担当者】

- 3 応募者の所属研究機関担当者が研究計画調書（PDFファイル）を承認することで提出（送信）される。
なお、応募者の提出した研究計画調書（PDFファイル）の不備又はその他の事由により承認しない場合は、却下し応募者に修正を依頼する。

(参考 1) 審査等

1 審査の方法等

国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）の審査は、応募書類（研究計画調書）に基づき、日本学術振興会で行います。また、審査は非公開で行われ、提出された研究計画調書は返却しません。

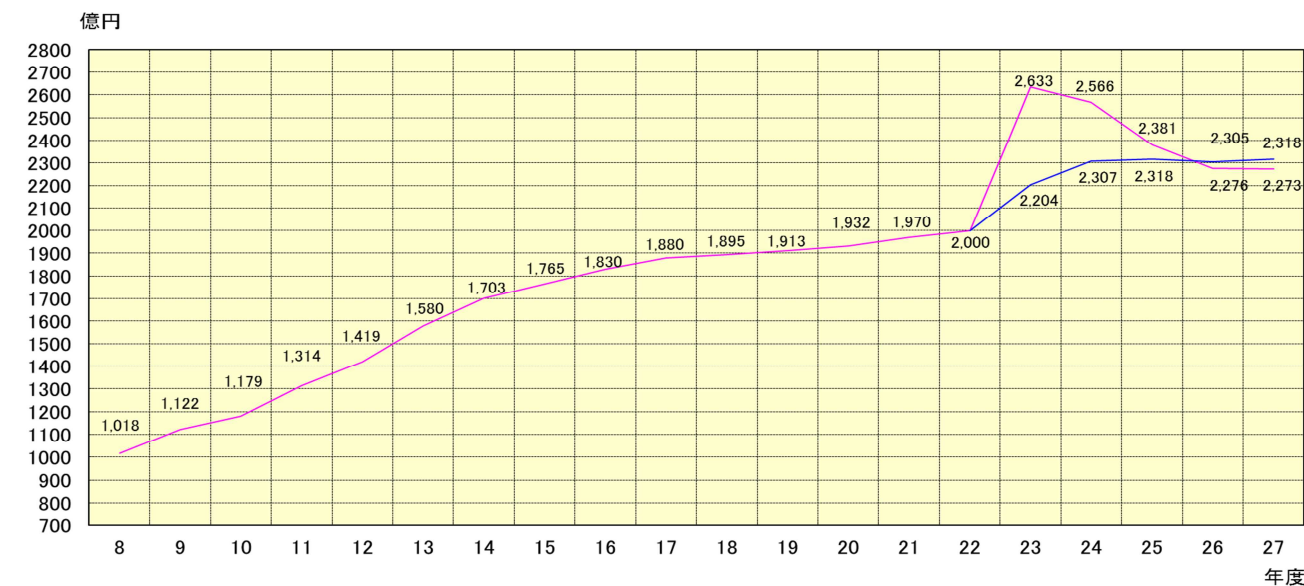
「評価ルール」は、日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ
(<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>) に掲載する予定です。

2 審査結果の通知

審査結果に基づく採択、不採択については、研究機関に文書で通知します。（1月予定。応募状況によっては、通知の時期が遅くなる可能性があります。）

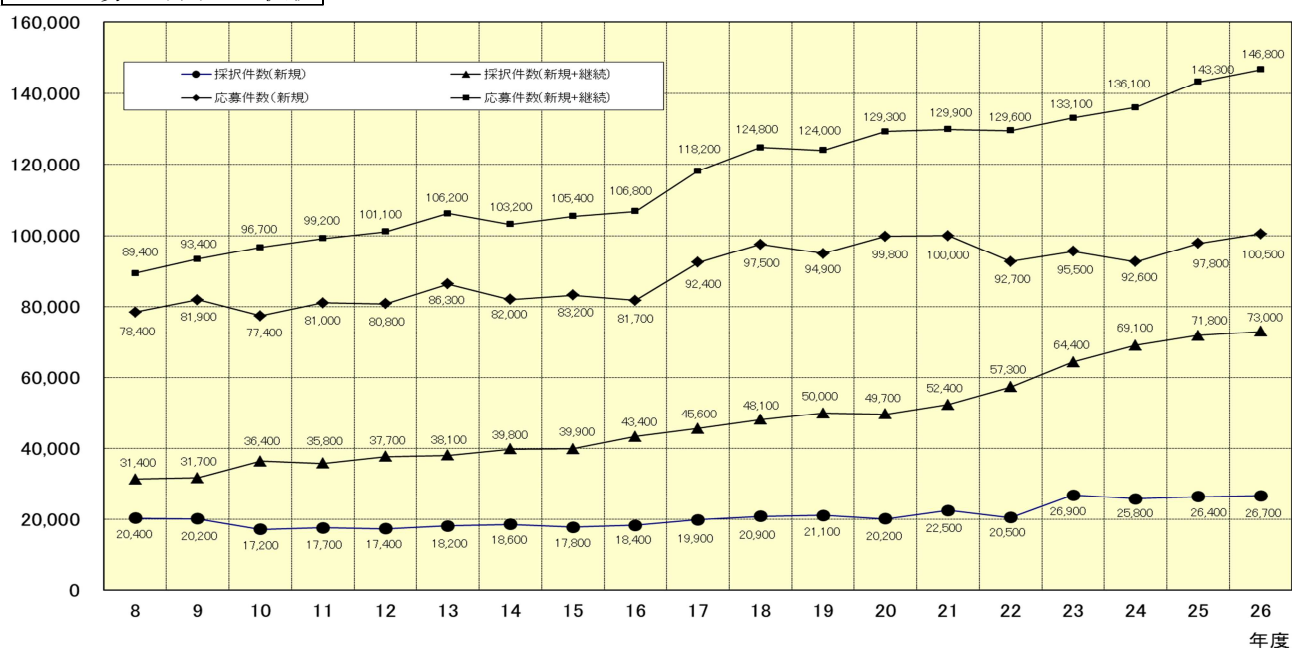
(参考2) 予算額等の推移

1 予算額・助成額の推移



※平成23年度から一部種目に基金化を導入したことに伴い、予算額に翌年度以降に使用する研究費が含まれることとなったため、予算額が当該年度の助成額を示さなくなったことから、平成23年度以降、当該年度の助成額を集計している。

2 応募・採択の状況



3 採択率 (上段：新規、下段：新規+継続)

年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
採択率(%)	26.1	24.6	22.2	21.8	21.6	21.1	22.7	21.4	22.5	21.6	21.5	22.2	20.3	22.5	22.1	28.1	27.9	27.0	26.6
採択率(%)	35.1	34.0	37.6	36.1	37.3	35.8	38.5	37.9	40.7	38.6	38.6	40.4	38.4	40.3	44.2	48.4	50.8	50.1	49.7

問い合わせ先等

1 この公募に関する問い合わせは、研究機関を通じて下記あてに行ってください。

(1) 公募の内容に関すること：

文部科学省研究振興局学術研究助成課

電話 03-5253-4111（代表）

区 分	担当係	内線・直通
公募要領全般	研究費総括係	内線：4091 直通：03-6734-4091

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日を除く

(2) 科研費電子申請システムの利用に関すること：

・コールセンター

電話：0120-556-739（フリーダイヤル）

受付時間：9：30～17：30

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

・上記以外の電話

独立行政法人日本学術振興会総務企画部企画情報課システム管理係

電話：03-3263-1902, 1913

(3) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の利用に関すること：

・e-Rad ヘルプデスク

電話：0120-066-877（フリーダイヤル）

受付時間：9：00～18：00

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

※ 上記フリーダイヤルが利用できない場合

電話：03-3455-8920

<留意事項>

①e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルはポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp>) から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

②システムの利用可能時間帯

（月～日）0：00～24：00（24時間365日稼働）

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトで予めお知らせします。

(4) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」に関すること：

文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室

電話：03-6734-4014

(5) 「バイオサイエンスデータベース」に関すること：

独立行政法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

電話：03-5214-8491

(6) 「大学連携バイオバックアッププロジェクト」に関すること：

大学共同利用機関法人自然科学研究機構 IBBP センター事務局

電話：0564-59-5930, 5931

2 この公募要領に記載している内容は、文部科学省のホームページでご覧いただけます。
また、応募書類の様式は、次のホームページからダウンロードすることができます。

文部科学省科学研究費助成事業ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/boshu/1351544.htm